第十七条第四項第一号イ中「三千四百三十万円」を「三千五百二十万円」に改め、同号ロ中「二千五百八十万円」を「二千六百四十万円」に改め、同項第二号中「四千四百二十万円」を「四千五百三十万円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百八十万四千四百円」を「二百八十七万五千二百円」に改め、同項第二号中「二百二十四万四千円」を「二百二十九万九千二百円」に改める。

第二十四条第五項中「二百四十五万二千八百円」を「二百五十一万四千円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百三十五万八千四百円」を「七百五十四万二千円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の第十一条の規定は、令和五年四月以後の月分の予防接種法（以下「法」という。）による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

2　改正後の第十二条第二項及び第四項、第十三条第二項及び第四項、第二十一条第二項並びに第二十四条第五項の規定は、令和五年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障害年金の額（当該障害児養育年金及び当該障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額（以下この項において「年金等の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金等の額については、なお従前の例による。

3　改正後の第十七条第四項及び第二十六条第三項の規定は、令和五年四月一日以後の死亡に係る法による死亡一時金及び遺族一時金の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十一号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万六千九百円」を「三万七千八百円」に改め、同項第二号中「三万四千九百円」を「三万五千八百円」に改め、同項第三号中「三万六千九百円」を「三万七千八百円」に改め、同項第四号中「三万四千九百円」を「三万五千八百円」に改める。

第四条第二項第一号中「百二十二万七千六百円」を「百二十五万八千八百円」に改め、同項第二号中「九十八万二千八百円」を「百万六千八百円」に改め、同条第四項中「八十四万四千三百円」を「八十四万六千二百円」に、「五十六万二千九百円」を「五十六万四千二百円」に改める。

第五条第二項第一号中「三百九十二万六千四百円」を「四百二万四千八百円」に改め、同項第二号中「三百十四万千六百円」を「三百二十一万八千四百円」に改め、同条第四項中「八十四万四千三百円」を「八十四万六千二百円」に、「五十六万二千九百円」を「五十六万四千二百円」に改める。

第八条第五項第一号中「三百四十三万円」を「三百五十二万円」に改め、同項第二号中「二百五十八万円」を「二百六十四万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第三条第一項及び第二項の規定は、令和五年四月以後の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（以下「法」という。）による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

3　改正後の第四条第二項及び第四項、第五条第二項及び第四項並びに第八条第五項の規定は、令和五年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障害年金の額（当該障害児養育年金及び当該障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額（以下「年金等の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金等の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十二号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十六条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二中「千分の百六十三・二」を「千分の百六十四・六」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄